北 海 道 行 政 書 士 会 会 則

沿　革　制　　定　昭和３５年9月３０日　３５地第１８０７号
最終改正　平成１９年7月２４日　　市町村第６５７号

第 1 章　　総　　則

（名　　称）

第１条　本会は、北海道行政書士会 （以下「本会」という。） と称する。

（事 務 所）

第２条　本会は、事務所を札幌市に置く。

（目　　的）

第３条　本会は、行政書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

（事　　業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　会員の品位保持に関する指導及び連絡に関する事項
(2)　会員の業務の指導及び連絡に関する事項
(3)　財団法人行政書士試験研究センターが都道府県より受託して行う行政書士試験の実施事務の協力に関する事項
(4)　日本行政書士会連合会(以下「連合会」という。)が行う行政書士の登録及び行政書士法人の届出事務の一部に関する事項
(5)　業務関係法令の調査研究及び連絡に関する事項
(6)　業務関係図書及び用品の購入及びあっせん頒布に関する事項
(7)　会員の福利厚生及び共済に関する事項
(8)　業務のための調査改善及び統計に関する事項
(9)　会員の業務に係る講習会、講演会等の開催に関する事項
(10) 会員の研修に関する事項
(11) 広報活動に関する事項
(12) 裁判外の紛争解決制度に関する調査・研究及び機関の設置・運営に関する事項
(13) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（組　　織）

第４条の２　本会は、行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定により、本会の区域内に事務所を有する行政書士及び行政書士法人をもって組織する。

第 2 章　会　　員

（会　　員）

第 5 条　本会の会員は、次項各号に掲げる行政書士及び第 3 項に掲げる行政書士法人とする。

2　行政書士である会員 （以下「個人会員」という。） は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　本会の区域内に事務所を有する行政書士

(2)　次項に規定する行政書士法人の事務所に所属する社員である行政書士

(3)　第 1 号に規定する行政書士又は次項に規定する行政書士法人の使用人であり、当該事務所を行政書士名簿に登録している行政書士

3　行政書士法人である会員 （以下「法人会員」という。） は、本会の区域内に事務所を有する行政書士法人をいう。

（行政書士の入会）

第 5 条の 2　行政書士の入会は、次に掲げる各号による。

(1)　本会を経由して登録を受けた者は、登録を受けた時に本会の会員となる。

(2)　本会の区域内に事務所の移転をした者は、その移転があった時に、本会の会員となる。

（行政書士法人の入会）

第 5 条の 3　行政書士法人は､その主たる事務所又は従たる事務所を本会の区域内に登記した時、若しくは本会の区域外から移転により登記した時に本会の会員となる。

（入 会 金）

第 6 条　本会の会員となった者は、直ちに、別記第 1 に定める額の入会金を納めなければならない。

（職印の届出）

第 6 条の 2　会員は、法第 16 条の 5 第 1 項又は第 2 項、若しくは法第 16 条の 6 第 1 項又は第 2 項の規定により本会の会員となった後、直ちに、職印届を提出しなければならない。

2　法人会員は、その事務所ごとに職印の届出をしなければならない。

（会員証の交付）

第 7 条　本会は、新たに本会の会員となった者に対して、別表第 1 号の会員証を交付するものとする。

2　前項の会員証は、行政書士法施行規則(昭和 26 年総理府令第 5 号。以下「規則」という。) 第 2 条の 4 の表札は事務所に掲示し、個人会員にあっては、携帯用は常時携帯しなければならない。

3　会員は、会員証を滅失又はき損したとき及び会員証記載事項に変更があったときは、その旨を届け出て会員証の再交付を受けることができる。

4　会員が退会したときは、会員証を本会に返還しなければならない。

（会 員 簿）

第 8 条　本会に会員簿を備えるものとする。

2　前項の会員簿は、行政書士登録申請書の副本、変更登録申請書の副本、行政書士法人の届出に関する書類並びに旧行政書士登録申請書、旧行政書士登録移転申請書及び旧入会届を編綴したものとする。

3　会員簿は、永久に保存するものとする。

（権利の停止）

第 9 条　会員が法第 14 条及び第 14 条の 2 の規定により業務の停止処分を受けたときは、その期間中、会員としての権利を停止するものとする。

2　前項の権利の停止は、第 56 条の 7 第 2 項及び第 56 条の 8 第 2 項を準用する。

3　1 項の処分を受けた会員は、その期間中、会員証を返還しなければならない。

（懲戒処分の届出）

第 9 条の 2　個人会員は、 戒告、業務の停止又は禁止の処分を受けたとき及び兼業する併有資格（ 法定の士業資格に限る。）について、懲戒処分を受け、登録抹消となったときは、所属の支部を経由して、遅滞なく会長に届け出なければならない。

2　法人会員は、戒告、業務の全部又は一部の停止若しくは解散の処分を受けたときは、所属支部を経由して、遅滞なく会長に届け出なければならない。

（個人会員の退会）

第 10 条　個人会員の退会は、次に掲げる各号による。

(1)　法第７条第１項各号の一に該当するに至った者は、その時に、本会を退会する。

(2)　法第７条第２項の規定により登録を抹消された者は、その時に本会を退会する。

(3)　他の都府県の区域内に事務所を移転した者は、その移転があった時に、本会を退会する。

（法人会員の退会）

第 10 条の 2　法人会員は、その事務所の移転又は廃止により、本会の区域内に事務所を有しないこととなり、その旨を登記した時、又は解散した時に本会を退会する。

（会費等の不返還）

第 11 条　退会した会員が既に納入した退会の日に属する月までの会費、入会金その他会員としての義務に基づく金品は、これを返還しない。ただし、退会の日が月の 15 日以前であるときは、当該月分の会費についてはこの限りではない。

（意見等の申出）

第 11 条の 2　会員は、本会の運営に関して意見等があるときは、本会に対し、所属の支部を経由して意見等を述べることができる。

2　前項の規定により意見等を述べようとする会員は、事前に所属の支部の支部長及び当該支部所属の本会役員と当該意見等について協議のうえ本会に提出するものとする。

3　第 1 項の意見等は、書面をもってしなければならない。

第　3　章　　役　　員

（役　　員）

第 12 条　本会に次の役員を置く。

(1)　会　　長　　1 人

(2)　副　会　長　　2 人又は 3 人

(3)　理　　事　　18 人以上 24 人以内

(4)　監　　事　　2 人又は 3 人

2　理事のなかから、部の数と同数の常任理事を選任する。

3　監事は、他の役員を兼ねることができない。

（職　　務）

第 13 条　会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

2　副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3　副会長が会長の職務を代理し、又は会長の職務を行う順位は、あらかじめ定めた順位による。

4　理事は、理事会の構成員として、会務の執行に参画するとともに、第 80 条の規定により、本会の業務を分掌する。

5　監事は、本会の財産及び会計並びに会務の執行状況を監査し、総会に報告する。

（責　　務）

第 13 条の 2　役員は、その使命を自覚し、人格識見の向上に努めるとともに、行政書士に関する法令、連合会及び本会の会則並びに総会の決議を遵守し、本会の目的達成のため、誠実かつ積極的な態度をもってその職務を遂行しなければならない。

（選　　任）

第 14 条　役員（第 2 項及び第 3 項の場合を除く。）は、総会において、個人会員のなかから選任する。

2　理事のうち、支部の数に相当する数については、各支部長をもって充てることができる。この場合においては、総会で選任するものとする。

3　支部の事情により支部長が理事に就任することができないときには、当該支部から支部を代表して理事に就任する者として推薦のあった者を、総会において選任することができる。

4　選任の方法は、規程で定める。

5　常任理事は、理事会において、理事のなかから互選する。

（任　　期）

第 15 条　役員の任期は、就任後の第 2 回目の定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2　役員に欠員が生じたときは、次の総会において補欠選任するものとする。

3　補欠又は増員により選任された役員の任期は、他の役員の残任期間と同一とする。

4　役員が、任期の満了又は辞任により退任した場合において、当該役員の定数を欠くに至ったときは、当該役員であった者は、後任の役員が選任されるまでの間、その職務を行う。

（退　　任）

第 15 条の 2　役員は、次の各号の一に該当するに至ったときは退任する。

(1)　会員の資格を喪失したとき

(2)　総会において解任の議決があったとき

(3)　会則第 56 条の 2 第 2 項により廃業の勧告を受けたとき、同第 56 条の 7 第 1 項第 2 号及び第 3 号の処分を受けたとき

(4)　法第 14 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の処分を受けたとき

（辞任の勧告）

第 15 条の 3　理事会は、役員(監事を除く。)が次の各号の一に該当するに至ったときは、辞任の勧告をすることができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を著しく怠ったとき

(2)　役員たるにふさわしくない非行があったとき

2　前項の規定による勧告は、当該役員に、その理由が説明されなければならない。

第 4 章　会　　議

第 1 節　総　　会

（種　　別）

第 16 条　総会は、定時総会及び臨時総会の二種とする。

（構　　成）

第 17 条　総会は、代議員をもって構成する。

（議決事項）

第 18 条　総会は、この会則に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1)　予算及び決算に関する事項
(2)　会則の制定及び変更に関する事項
(3)　役員の選任及び解任に関する事項
(4)　重要な財産の取得又は処分に関する事項
(5)　理事会において、総会に付議すべきこととされた事項
(6)　その他総会において審議することが相当である事項

（開　　催）

第 19 条　定時総会は、毎年、会計年度終了後 2 月以内に開催する。

2　臨時総会は、理事会が必要と認めた場合又は代議員若しくは個人会員の 3 分の 1 以上から会議の目的を示した書面による開催の請求があった場合に開催する。

（招　　集）

第 20 条　総会は、会長が招集する。

2　前条第 2 項の規定により招集する場合にあっては、当該請求のあった日から 1 月以内に招集しなければならない。この場合において、1 月を経過してもなお招集されないときは、当該請求者が招集することができる。

3　総会を招集するに当たっては、開会の日前 14 日までに、会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急を要するなど特別の事情がある場合は、その期間を短縮することができる。

（議長及び副議長）

第 21 条　総会の議長及び副議長は、総会において、代議員のなかから選出する。

（定 足 数）

第 22 条　総会は、代議員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

2　やむを得ない理由により総会に出席できない代議員は、第 41 条第 2 項の規定によりその者の所属する支部が選出した代議員を代理できる者に、代議員としての一切の権限を委任することができる。この場合において、その代理人は、第 17 条の規定による代議員とみなす。

3　前項の代理人は、総会の開会前に会長に委任状を提出しなければならない。

（議 決 権）

第 22 条の 2　代議員は、1 人 1 個の議決権を有する。

2　代議員は、自己の一身上に関する事件又は自己の業務に直接の利害関係のある事件については、議決権を行使することができない。

（議　　決）

第 23 条　総会の議決は、この会則に別に規定するもののほか、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（特別議決）

第 24 条　次の事項についての議決は、出席した代議員の 3 分の 2 以上で決する。

(1)　会則の制定及び変更に関する事項

(2)　役員の解任に関する事項

(3)　特に重要な財産の取得又は処分に関する事項

（会員の出席）

第 25 条　代議員たる会員以外の個人会員は、総会に出席し、議長の許可を得て意見を述べることができる。

（議 事 録）

第 26 条　総会の議事については、議事の経過及び結果を記載した議事録を作成しなければならない。

2　前項の議事録には、議長及び総会に出席した代議員のなかから選出された議事録署名人 2 名が署名押印しなければならない。

第 2 節　　理　事　会

（構　　成）

第 27 条　理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2　会長は、必要に応じ、理事会に支部長、監事等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（議決事項）

第 28 条　理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　事業計画に関する事項

(2)　規程の制定及び変更に関する事項

(3)　総会に付議すべきものに関する事項

(4)　その他本会の重要な業務の執行に関する事項

（開催及び招集）

第 29 条　理事会は、必要の都度、会長が招集する。

2　理事会を招集するに当たっては、開会の日前 7 日までに、会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、その期間を短縮することができる。

3　理事会は、理事の過半数の同意のあるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

（議　　長）

第 30 条　理事会の議長は、会長をもって充てる。

（定足数及び議決）

第 31 条　理事会は、構成員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開会することができない。

2　理事会の議決は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　議決権については、第 22 条の 2 の規定を準用する。

（書面による議決）

第 32 条　会長は、特別な理由があるときは、理事会の開催に代えて、議決を要する事項を文書で通知することにより、書面で表決を求めることができる。

2　前項の場合において、議決を要する事項について理事会の構成員の過半数の同意があったときは、理事会の議決があったものとみなす。

3　会長は、表決の結果については、速やかに構成員に通知しなければならない。

（議 事 録）

第 32 条の 2　理事会の議事については、議事の結果を記載した議事録を作成しなければならない。

2　前項の議事録には、議長及び理事会に出席した理事会構成員の中から選出された議事録署名人２人が署名押印しなければならない。

第 3 節　　常任理事会

（構　　成）

第 33 条　常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

（議決事項）

第 33 条の 2　常任理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1)　緊急を要する事項

(2)　理事会から委任を受けた事項

(3)　理事会に付議すべき事項

(4)　その他常任理事会で審議することを相当と認めた事項

（準用規定）

第 33 条の 3　常任理事会に関しては、第 29 条から第 32 条の 2 までの規定を準用する。

第 4 節　　正副会長会

（構　　成）

第 33 条の 4　正副会長会は、会長及び副会長をもって構成する。

（協議事項）

第 33 条の 5　正副会長会は、次に掲げる事項を協議する。

(1)　緊急を要する事項

(2)　会務の執行上必要な総合調整に関する事項。

(3)　その他会務の執行に関する事項。

（出席要求）

第 33 条の 6　正副会長会は、必要があるときは他の役員に出席を求めることができる。

第 34 条　削　　除

第 5 章　支　　部

第 1 節　支　　部

（設　　置）

第 35 条　本会と会員との連絡調整の円滑化と業務の改善を図るため、本会に支部を置く。

2　支部の名称及び区域は、別記第 2 のとおりとする。

（会員の所属）

第 36 条　会員は、その者の有する事務所の所在地を地区とする支部に所属する。

（支部の役員）

第 37 条　支部に支部長及びその他の役員を置く。

2　支部長は、支部を代表する。

3　削　　除

（支部規則）

第 38 条　この会則に定めるもののほか、支部の組織、運営等に関して必要な事項は、当該支部が支部規則で定める。

（自主的事業の尊重）

第 38 条の 2　支部は、第 35 条第 1 項に定める支部の目的を達成するため、その創意と責任とにおいて自主的に事業計画を樹立し、これを実施するものとする。

2　本会は、会務の執行上支障を来す等、特別な事情がある場合を除き、事業の実施における支部の創意と自主性を尊重しなければならない。

（支部長の調査、報告義務）

第 39 条　支部長は、会員が法若しくは規則又はこの会則等に違反すると思料するときは、その旨を会長に報告しなければならない。

2　支部長は、支部総会終了後 2 月以内に当該議案及び議事録を会長に提出しなければならない。

3　第 38 条の規定により支部規則を定め、又は変更したときは、支部長は、速やかに会長にその旨及びその内容を報告しなければならない。

4　支部長は、第 41 条の規定によって選出した者を、選出後直ちにその氏名を会長に報告するものとする。

5　支部長は、本会から報告を求められ、又は調査に協力を求められたときは、所定の期日までに報告し、又は調査に協力しなければならない。

（代 議 員）

第 40 条　支部に所属する個人会員の数に応じ、支部に代議員を置く。

2　代議員は、総会に出席し、表決権を行使する。

3　代議員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

（代議員の選出）

第 41 条　代議員は、毎年 4 月に、当該年の 4 月 1 日現在の個人会員数に基づき、各支部で選出する。ただし、災害その他特別の事情がある場合は繰り下げて選出することができる。

2　前項の代議員を選出する場合においては、同時に必要と認められる数の代議員を代理できる者を選出しなければならない。

（代議員の数）

第 42 条　代議員の数は、各支部１人に、個人会員 30 人につき１人を加算した数とする。

2　個人会員の数に 30 人未満の端数を生じたとき又は個人会員の総数が 30 人に満たないときの加算する数は、その端数又は総数につき代議員１人とする。

（支部の協力義務）

第 42 条の 2　支部は、本会が第３条の目的を達成するために行う事業について協力を求められたときは、本会との連絡、連携を密にし、当該事業 （ 以下「協力事業」という。） が効率的かつ効果的に行われるよう協力しなければならない。

2　前項に規定する協力事業は、次のとおりとする。

(1)　会員の品位の保持に関する指導及び連絡に関する事業

(2)　会員の業務の指導及び連絡に関する事業

(3)　会員の登録に関する事業

(4)　会員の業務に係る研修会、講演会等の開催に関する事業

(5)　広報活動に関する事業

(6)　その他本会の目的を達成するために必要な事業

3　本会の事業に協力を求められた支部は、本会に対し、協力事業に関する資料、情報の提供を求め、又は協力事業の実施に関して必要な助言若しくは指導を求めることができる。

第２節　　削　　除

第 43 条

～　　削　　除

第 47 条

第　6　章　　登録及び届出事務

（登録及び届出事務）

第 48 条　本会は、法及び法に基づく命令並びに連合会の会則及び規則に基づき、行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関する事務の一部を行う。

2　本会は、行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関する書類の提出があったときは、連合会の会則及び規則の規定するところにより、必要な調査を行い、迅速かつ的確にその処理を行うものとする。

第 49 条　削　　除

第７章　　品位・綱紀の保持と研修

第１節　　品位の保持

（品位の保持）

第 50 条　会員は、業務上必要な研究及び実務の研さんに努力するとともに、会員としての信用及び品位を保持しなければならない。

（責　　務）

第 51 条　会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、誠実に業務を行うとともに、会員の信用及び品位を失うような行為をしてはならない。

（行政書士でない者との提携等の禁止）

第 52 条　会員は、行政書士でない者に自己の名義を貸与する等、行政書士でない者に行政書士の業務を取り扱わせるよう協力し、又は援助してはならない。

2　個人会員は、他の行政書士又は行政書士法人以外の個人、法人若しくは団体に雇用され、その者のために行政書士業務を行ってはならない。

（正常な業務の確保）

第53条 会員は、自らその業務を行わなければならず、補助者に一任するようなことがあってはならない。

第 1 節の 2　　研　　修

（研　　修）

第54条 個人会員は、本会及び連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

（新入会員研修）

第 54 条の 2　法第 16 条 5 第 1 項の規定により本会の会員となった者は、入会後最初に本会の実施する新入会員研修を受けなければならない。

（研修事業）

第 55 条　本会は、個人会員の資質の向上を図るため、必要な研修に関する施策を行う。

第 2 節　　会員の指導等

（会員に対する指導及び調査）

第 56 条　本会は、会員の品位の保持及び行政書士業務の適正な執行を図るために必要があるときは、会員から報告を徴し、又は会員に質問し、必要な指示若しくは指導をすることができる。

2　会員は、前項の規定による指示又は指導があったときは、これに従わなければならない。

3　本会は、必要があるときは、会員が行う業務を調査することができる。

4　会員は、正当な理由がなければ前項の調査を拒んではならない。

（会員に対する勧告）

第 56 条の 2　本会は、指導、監督上必要があると認めるときは、会員に対し勧告することができる。

2　前項の規定により廃業の勧告、解散の勧告又は事務所の廃止の勧告をしようとするときは、理事会の議を経てしなければならない。

3　廃業の勧告、解散の勧告又は事務所の廃止の勧告を受けた会員は、遅滞なく本会に対し、当該勧告に応ずるかどうかを通知しなければならない。

（廃業勧告と処分）

第 56 条の 3　本会は、廃業の勧告、解散の勧告又は事務所の廃止の勧告をした会員に対し、同一の事由により第 56 条の 6 第 1 項の処分をすることができる。

（紛議の防止）

第 56 条の 4　会員は、常に公正かつ誠実に業務を行い、依頼者との間に紛議等を生じさせないよ

う努めなければならない。

（不当誘致行為等の禁止）

第 56 条の 5　会員は、依頼を誘致する目的をもって、次の行為をしてはならない。

(1)　虚偽又は誇大な広告、宣伝

(2)　他の会員の誹謗、中傷をし、又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で供給することをもって取引を誘致すること

第 3 節　　処　　分

（会員の処分）

第 56 条の 6　本会は、会員が次の各号の一に該当するに至ったときは処分するものとする。ただし、その行為又は事実が軽微なものであるときは、この限りでない。

(1) 法第 1 条の 2 及び法第 1 条の 3 に規定する業務の範囲を超えて、他の法律で制限されている業務をしたとき

(2) 法第 9 条第 1 項の規定に違反して、業務に関する帳簿を備えず、同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をしたとき、又は第 2 項の規定に違反して、業務に関する帳簿を所定の期間保存しなかったとき

(3) 法第 11 条の規定に違反して、正当な理由がないのに依頼を拒んだとき

(4) 法第 12 条の規定に違反して、業務上知り得た秘密を他に漏らしたとき

(5) 削　　除

(6) 規則第 4 条、連合会会則第 59 条又は本会会則第 52 条の規定に違反したとき

(7) 規則第 6 条の規定に違反して、不正又は不当な手段で業務を誘致したとき

(8) 規則第 9 条第 1 項の規定に違反して、法令又は依頼の趣旨に反する書類を作成したとき、又は同条第 2 項の規定に違反して、報酬の額を不当に増加させたとき

(9) 規則第 10 条の規定に違反して、領収証を作成せず、若しくはこれを交付せず、又は副本を所定の期間保存しなかったとき

(10) 会則第 9 条の 2 の規定に違反して、届出をしなかったとき

(11) 会則第 56 条第 4 項又は会則第 61 条の 2 の規定に違反して、調査を拒み、妨げ、又は質問に対して虚偽の陳述をしたとき

(12) 会則第 53 条の規定に違反して、自ら業務を行わず、補助者に一任したとき

(13) 会則第 56 条の 9 第 3 項の規定に違反して、虚偽の報告をし、処分等の措置を請求したとき

(14) 会則第 86 条の規定に違反して、正当な理由がないのに報告若しくは回答をせず、又は虚偽の報告若しくは回答をしたとき

(15) 会則第 86 条の 2 の規定に違反して、役員及び本会が設置する各委員会の委員が、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を他に漏らしたとき

(16) 行政書士に関する法令又は他の法令に違反して、行政書士の信用又は品位を害したとき

(17) 兼業する併有資格（法廷の士業資格に限る。） について、懲戒処分を受け、登録を抹消されたとき

(18) 削　　除

(19) 依頼を受けた事件につき、処理前に報酬を受領し、その後、何らの正当な理由もないのに事件の処理を行わなかったとき

(20) 補助者に対する指導、監督を怠ったとき、又はこれにより依頼者に損害を与えたとき
(21) 会員が、会則第 11 条の 2 に規定する手続によらず、本会の正常な運営を乱す目的で他の会員を扇動する等、本会正常な運営に支障を来す行為を行ったとき
(22) 上記各号に準ずる行為又は事実があったとき

2　本会は、前項の規定により第 56 条の 7 第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 56 条の 8 第 1 項第 2 号から第 4 号までの各号の処分をしようとするときは、理事会の議を経てしなければならい。

3　本会は、第 1 項の規定により第 56 条の 7 第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 56 条の 8 第 1 項第 2 号から第 4 号までの各号の処分をしようとするときは、当該会員に対して弁明及び証拠提出の機会を与えなければならない。この場合においては、予め当該会員に対し、書面をもって、弁明をなすべき日時及び場所並びに当該処分の内容及びその理由を通知しなければならない。

4　本会は、前項の通知をした場合において、当該会員が正当な理由がないのに弁明の期日に出頭しなかったとき、又は当該会員から弁明を必要としない旨の書面による申出があったときは、弁明の聴取を経ないで第 3 項の処分をすることができる。

5　第 1 項の規定により処分を行ったときは、当該会員の氏名並びに処分の種類及びその理由を本会及び各支部の掲示場に掲示して公示し、かつ、その掲示のあることを本会の会報をもって会員に知らせるものとする。

（個人会員の処分の種類）

第 56 条の 7　個人会員に対する処分は、次のとおりとする。

(1)　訓　　告
(2)　1 年以内の会員の権利の停止
(3)　廃業の勧告（会員の権利の停止を含む。）

2　前項第 2 号の規定により停止すべき会員の権利は、次のとおりとする。

(1)　本会の役員を選挙する権利及び役員となる権利
(2)　本会の会議及び研修会等に出席する権利
(3)　本会の事務所、施設等を利用する権利
(4)　本会から会報の送付を受け、図書及び物品の斡旋頒布を受ける権利
(5)　会則第 70 条の規定に基づき、会費の延納、減額又は免除を受ける権利
(6)　規程で定める、見舞金、弔慰金及び弔辞等の給付を受ける権利

（法人会員の処分の種類）

第 56 条の 8　法人会員の処分の種類は次のとおりとする。

(1)　訓　　告
(2)　1 年以内の会員の権利の停止
(3)　主たる事務所を有する法人会員に対しては、解散の勧告又は従たる事務所の廃止の勧告（会員の権利の停止を含む。）
(4)　従たる事務所のみを有する法人会員に対しては、事務所の廃止の勧告（会員の権利の停止を含む。）

2　前項第 2 号から第 4 号の処分により停止される会員の権利は次のとおりとする。

(1)　本会の会議及び研修会等に出席する権利
(2)　本会の事務所、施設等を利用する権利
(3)　本会から会報の送付を受け、図書及び物品の斡旋頒布を受ける権利

3　第１項の規定は、法人会員を処分する場合において、当該行政書士法人の社員につき第 56 条の６に該当する事実があるときは、その社員である個人会員に対し、処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

（本会への措置請求）

第 56 条の 9　会員は、他の会員について、行政書士に関する法令又は連合会の会則若しくは本会の会則に違反する事実があると思料するときは、会長に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2　前項の請求は、適当な措置を請求する旨及びその理由を記載した措置請求書に違反の事実を証する資料を添え、所属の支部を経由して提出しなければならない。

3　第１項の請求は、確かな資料、根拠に基づいてなすことを要し、単なる推測、伝聞等によって行ってはならない。

（措置請求に対する決定等）

第 56 条の 10　会長は、前条第１項の請求を受けたときは、次の決定をしなければならない。

(1) 請求が前条第 2 項の規定に違反しているとき、又は第 56 条の 12 に規定する除斥期間経過後にされたものであるときは、これを却下する決定

(2) 請求に理由がないときは、これを却下する決定

(3) 請求に理由があるときは、網記委員会の調査に付する決定

2　会長は、前項第１号又は第２号の決定をしたときは、その旨を所属の支部を経由して請求者に通知しなければならない。この場合には、請求者から提出された措置請求書及び添付資料を返戻するものとする。

3　前項の通知は、書面をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。

（知事への措置要求）

第 56 条の 11　本会は、会員が次の各号に該当したときは北海道知事に対し、その事実を報告し、必要な措置をとるよう求めることができる。

(1)　法律、命令、規則その他北海道知事の処分に違反したとき

(2)　行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき

(3)　会則に違反し、個人会員にあっては会員の権利の停止又は廃業の勧告を、法人会員にあっては権利の停止、解散の勧告又は事務所の廃止の勧告を受けたとき

（処分等の除斥期間）

第 56 条の 12　処分の事由があったときから３年を経過したときは、処分の手続を開始することができない。勧告についても、また同様とする。

第４節　　綱紀委員会

（設　　置）

第 57 条　会員の綱紀保持に関する事項をつかさどらせるため、本会に綱紀委員会を置く。

（構　　成）

第 58 条　綱紀記委員会は、委員 10 人以内で構成する。

2　委員は、会長が理事会の議決を経て委嘱する。

3　委員は、本会の役員及び支部長と兼ねることはできない。

（任　　期）

第59条　委員の任期は、就任後の第2回目の定時総会の後の最初の理事会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

（委 員 長）

第 60 条　綱紀委員会に委員長を置く。

2　委員長は、委員のなかから互選する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員会で定めた順位により、他の委員が委員長の職務を代行する。

4　委員長は、代議員を兼ねることはできない。

（委員会の調査）

第 61 条　会長は、会員が行政書士に関する法令又は連合会の会則若しくは本会の会則に違反し、その他品位を失うべき非行があると思料するときは、綱紀委員会に必要な調査をさせなければならない。

2　綱紀委員会は、前項の規定による調査の結果を書面で報告しなければならない。

3　第 1 項の規定による調査のほか、綱紀委員会は、会員の職務の執行等に関して独自に調査することができる。この場合において、その結果を前項の例により、会長に報告するものとする。

（調査の受忍義務）

第 61 条の 2　会員は、正当な理由がなければ綱紀委員会の調査を拒んではならない。

第 62 条　削　　除

（委員の除斥）

第 63 条　綱紀委員会が第 61 条の調査を行う場合において、当該調査の対象が綱紀委員会の委員であるときは、当該委員は、委員としての職務を行うことができない。綱紀委員の過半数により、その職務を行うことが適当でないと認定された委員もまた同様とする。

（委員会の職務執行上の留意）

第 64 条　綱紀委員会がその職務を行う場合には、会員その他の者の人権を尊重し、これを害しないように注意しなければならない。

2　綱紀委員会は、公正を旨とし、迅速に職務を行わなければならない。

（規程の制定）

第 65 条　この会則に定めるもののほか、綱紀委員会に関する事項は規程で定める。

第 8 章　報　　酬

第 66 条　削　　除

（報酬の額の掲示）

第 67 条　会員は、その業務に関し受ける報酬額表を連合会の定める報酬額表の基本様式に関する規則により作成し、事務所の見やすい場所に、掲示しなければならない。

（領収証）

第 67 条の 2　会員は、依頼者から報酬を受けたときは、連合会の定める領収証の基本様式に関する規則により正副 2 通の領収証を作成し、正本は、これに記名し職印を押して当該依頼人に交付し、副本は作成の年月日順につづって 5 年間これを保存しなければならない。

（報酬の統計）

第 67 条の 3　法第 10 条の 2 第 2 項の規定による統計の作成及び公表に関し必要な事項は、規程で定める。

第　9　章　　会費並びに資産及び会計

第 1 節　　会　　費

（会　　費）

第 68 条　会員は、別記第 4 に定める額の会費を、別に定めるところにより納入しなければならない。

2　会員が退会した場合は、退会した日の属する月の翌月以降の会費を、当該会員であった者又はその遺族に返還しなければならない。ただし、退会した日の属する月の 15 日以前に退会した者に限り、当該月分の会費についても同様とする。

3　会費を滞納している会員が納入した会費は、次により順次充当するものとする。

(1)　申立手続費用

(2)　会員が指定した納期に係る会費

(3)　先に納期の到来した会費

（会費滞納者に対する処分の手続）

第 69 条　本会は、会費を 6 月分以上滞納している会員に対しては、2 月以内の期限を定め、会費を納入しなければならない旨を催告するものとする。

2　前項の催告を受けた会員は、滞納に至った事情を催告書到達の日から 2 週間以内に、書面又は口頭をもって説明しなければならない。

3　本会は、正当な理由なく前項の説明がなされず、かつ、第 1 項の規定の期限後 2 月以内に滞納会費が完納されなかったときは、会員の権利を停止し、廃業の勧告、解散の勧告又は事務所の廃止を勧告するものとする。

4　前項の規定により会員の権利を停止し、廃業の勧告、解散の勧告又は事務所の廃止の勧告をしたときは、第 56 条の 11 の規定により、その旨を北海道知事に報告して、業務の禁止の処分を求めることができる。

5　第 3 項の規定による会員の権利の停止及び廃業の勧告については、第 56 条の 6 第 2 項及び第 3 項並びに第 56 条の 2 第 2 項の規定を適用しない。

（会費の延納減免）

第 70 条　個人会員は、疾病又は不慮の災害などにより、会費の納入が困難であるときは、規程の定めるところにより、その延納、減額又は免除の申出をすることができる。

第 2 節　　資産及び会計

（会計年度）

第 71 条　本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（予　　算）

第 72 条　会長は、毎会計年度、予算案を作成し、定時総会の議決を経なければならない。

2　新たな年度の到来後、定時総会開催までの期間中に係る予算は、前年度の予算と同一の内容を

もって執行するものとする。

3　定時総会において予算の議決をするに至らなかった場合は、前年度の予算をもって当該年度の予算とみなす。

（補正予算）

第 72 条の 2　予算の成立後において、新たに緊要となった経費の支出を予備費で補うことが出来ないときは、総会の議決を経て、予算の追加又は更正を行うものとする。

2　次の各号に該当する場合に限り、理事会の議決を経て補正予算（追加） の措置をすることができる。この場合は、その後に開かれる最初の総会に報告をしなければならない。

(1)　退職手当引当金を取崩して、退職手当を支出する場合

(2)　業務量の増加により当該業務のため必要な経費に不足を生じたときに、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額（　1件5百万円を限度とする。） を、当該業務のために直接必要な経費に使用する場合

（予算の流用、予備費の充当）

第 73 条　支出予算については、各款項に定める経費を相互に流用してこれを支出してはならない。ただし、予算執行上必要がある場合は、理事会の議決を経て流用することができる。また予備費の充当についても同様とする。

2　前項ただし書の規定によって予算の執行を行った場合は、その後に開かれる最初の総会で報告をしなければならない。

（経費の支弁）

第 74 条　本会の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

(1)　会　　費

(2)　入　会　金

(3)　登録事務取扱交付金

(4)　寄　付　金

(5)　その他の収入

（事業報告及び決算）

第 75 条　会長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、会の事業報告及び決算に関する書類を調整し、監事の監査を経て、定時総会の承諾を受けなければならない。

2　前項の場合において、監事は、監査の結果を総会に報告しなければならない。

3　第 1 項の決算に関する書類は、収入、支出に関する収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録とする。

（資産の管理）

第 76 条　本会の資産は、会長が管理する。

（規程の制定）

第77条　　この会則に定めるもののほか、資産及び会計に関し必要な規程は、理事会で定める。

第　10　章　　部

（設　　置）

第 78 条　本会の業務を処理するため、本会に次の部を置く。

(1)　総　務　部

(2)　広　報　部

(3) 経　理　部
(4) 企画開発部
(5) 業　務　部

2　部の業務を円滑に運営するため、理事会の議決により、部に専門委員会を設けることができる。

（業務分掌）

第 79 条　各部の分掌業務は、次のとおりとする。

総　務　部
(1) 会則、規程の制定及び変更に関する事項
(2) 連合会が行う行政書士の登録事務の一部に関する事項
(3) 会員の入会及び退会に関する事項
(4) 会員の福利厚生及び共済に関する事項
(5) 会員の品位保持に関する事項
(6) 会費の延納又は減免に関する事項
(7) 職員人事に関する事項
(8) 会議の開催に関する事項
(9) 文書の収受、発送その他庶務に関する事項
(10) 各部との連絡調整に関する事項
(11) その他、他の部の主管に属さない事項

広　報　部
(1) 広報、広聴活動に関する事項
(2) 会報の発行に関する事項
(3) ホームページの運用管理に関する事項
(4) 官公署への行政書士制度の広報及び要請活動に関する事項
(5) 他士業等との連携に関する事項
(6) 非行行政書士行為等の排除に関する事項

経　理　部
(1) 予算、決算及び金銭の出納並びに保管に関する事項
(2) 入会金及び会費の徴収に関する事項
(3) 財産の管理に関する事項
(4) 物品の調達に関する事項
(5) 会員の業務用品類の購入のあっせん及び頒布に関する事項

企画開発部
(1) 行政書士制度及び関係法令の調査研究に関する事項
(2) 会員の業務改善等の企画立案に関する事項
(3) 報酬の調査研究及び報酬の額の統計調査に関する事項

業　務　部
(1) 会員の業務の指導及び連絡に関する事項
(2) 業務分野確立のため専門業務部門の設置、研究指導に関する事項
(3) 研修会、講習会及び講演会等に関する事項
(4) 業務に必要な資料の収集、図書の編集、発行、あっせんに関する事項

監　査　部　　削　　除

（理事の業務担当）

第 80 条　前条の規定により設置された各部の業務の担当理事については、理事会で定める。

（事　務　局）

第 81 条　本会に、各部の業務を処理するため、事務局を置き、事務局長その他の職員を置くことができる。

2　事務局長その他の職員は、会長の指定する選考委員により、その選考を経て採用する。

（旅費、手当等）

第 82 条　本会の業務を行うために必要な旅費、手当等は、理事会の定めるところにより支給する。

（規程の制定）

第 83 条この会則に定めるもののほか、各部に関する規程は、理事会で定める。

第　11　章　　行政書士北海道ＡＤＲセンター

（行政書士北海道ＡＤＲセンター）

第 84 条　本会は、裁判外の民間紛争を解決するため、行政書士北海道ＡＤＲセンター（通称：行政書士北海道ＡＤＲ）を設置し、その運営を行うことができる。

2　前項の規定は会則第 90 条の規定を準用する。

第　12　章　　補　　則

（補助者の届出）

第 85 条　会員は、規則第 5 条の規定による補助者についての届出は、当該事実発生の日から 14 日以内に届出書によって所属する支部を経由して本会に提出しなければならない。

2　前項のほか、補助者に関して必要な事項は、規程で定める。

第 86 条　削　　除

（報告及び応答の義務）

第 87 条　会員は、本会から報告又は、回答を求められた事項については、遅滞なくこれに応じなければならない。

（秘密を守る義務）

第 87 条の 2　役員及び本会が設置する各委員会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

第 88 条　削　　除

（名誉会長等）

第 89 条　本会に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2　名誉会長は、総会にはかって会長が委嘱する。

3　顧問及び相談役は、理事会にはかって会長が委嘱する。

4　名誉会長、顧問及び相談役は、本会の業務の執行について助言し、かつ、会議に出席して意見を述べることができる。

5　名誉会長、顧問及び相談役の任期は、その委嘱した会長の任期と同一とする。

（特別委員会）

第 90 条　本会は、必要がある場合には、特定の事項に関して審議するため、理事会の決するところにより、特別委員会を設けることができる。

（規程への委任）

第 91 条　この会則に定めるもののほか必要な事項は、規程によりこれを定める。

附　則（昭和 46 年 11 月 30 日 46 地方第 1949 号認可）

1　この会則は、知事の認可の日から施行する。

2　従前の北海道行政書士会会則　（昭和 35 年 9 月 30 日施行。以下「旧会則」という。）は、廃止する。

3　新会則施行前に、既に効力が生じた事項については、なお従前の例による。ただし、新会則に別段の定めがある場合はこの限りでない。

4　削　　除

5　この会則の施行の際、現にある網記委員会規程は、第 65 条の規定に基づき総会において定められた網記委員会に関する規程とみなす。

6　第 68 条の規定　（会費の額）　は昭和 51 年 6 月分から納入すべき会費について適用する。

附　則（昭和 48 年 8 月 17 日地方第 1096 号認可）

この会則は、認可の日から施行する。

附　則（昭和 50 年 11 月 12 日地方第 1256 号認可）

この会則は、認可の日から施行する。

附　則（昭和 51 年 7 月 2 日地方第 702 号認可）

この会則は、知事の認可の日から施行する。

附　則（昭和 52 年 6 月 1 日地方第 567 号認可）

1　この会則の改正は、知事の認可の日から施行する。

2　この会則の改正前の会員証を所持する会員は、その会員証を返還して改正後の会員証の交付を請求することができる。

附　則（昭和 52 年 6 月 14 日地方第 624 号認可）

この会則は、知事の認可の日から施行する。

附　則（昭和 53 年 7 月 1 日地方第 751 号認可）

この会則は、知事の認可の日から施行する。

附　則（昭和 54 年 6 月 20 日地方第 587 号認可）

この会則改正は、知事の認可の日から施行する。ただし、第 68 条の改正規定は、昭和 54 年度分の会費から適用する。

附　則（昭和 55 年 7 月 1 日地方第 699 号認可）

この会則は、昭和 55 年 7 月 1 日から適用する。

附　則（昭和 55 年 8 月 18 日地方第 891 号認可）

この会則の改正は、昭和 55 年 9 月 1 日から適用する。

附　則（昭和 56 年 6 月 25 日地方第 708 号認可）

この会則の改正は、知事認可の日から施行する。

附　則（昭和 58 年 3 月 31 日地方第 319 号認可）

1　この会則の改正は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

2　行政書士法の一部を改正する法律(昭和 58 年法律第 2 号。)附則第 3 項の規定により行政書士が本会に入会する場合の手続きについては、なお従前の例による。

3　前項の規定により、この会則の改正後に提出される入会届は、会則第 8 条に規定する会員簿の編さんに関しては、行政書士登録申請書とみなす。

4　本会に入会していない行政書士が、移転の登録又は変更の登録を申請する場合には、会則第 49 条の 3 及び第 49 条の 4 中「会員」とあるのは、「行政書士」と読み替える。

附　則（昭和 58 年 5 月 28 日地方第 554 号認可）

この会則の改正は、昭和 58 年 6 月 1 日から施行する。

附　則（昭和 59 年 6 月 27 日地方第 713 号認可）

この会則の改正は、知事の認可の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる事項は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　別記第 1 の改正

昭和 59 年 7 月 1 日。ただし、昭和 60 年 3 月 31 日までの間は、「50,000 円」を「40,000 円」と読み替えるものとする。

(2)　別記第 4 の改正

昭和 60 年 4 月 1 日

附　則（昭和 59 年 9 月 27 日地方第 1101 号認可）

1　この会則の改正は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

2　昭和 59 年 10 月 1 日前に交付した行政書士登録証明書は、改正後の会則の規定による行政書士登録証とみなす。

附　則（昭和 60 年 5 月 15 日地方第 7 号認可）

この会則の改正は、知事の認可の日から施行する。

附　則（昭和 60 年 6 月 18 日地方第 13 号認可）

この会則の改正は、知事の認可の日から施行する。

附　則（昭和 61 年 3 月 5 日地方第 3 号認可）

1　この会則の改正は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

2　別表第 1 号の会員証　（携帯用）　の様式の改正にかかわらず、従前交付した会員証は効力を有するものとする。

附　則（昭和 62 年 5 月 14 日地方第 296 号変更認可）

この会則の改正は、知事の認可の日から施行する。

附　則（平成元年 3 月 25 日市町村第 410 号変更認可）

この会則の改正は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成2年9月5日市町村第1020号変更認可）

1　この会則の改正は、知事の認可の日から施行する。

2　この会則の改正の際、選任されている網記委員の任期は、平成3年の定時総会の後の最初の理事会の終結の時までとする。

附　則（平成3年7月5日市町村第596号変更認可）

この会則の改正は、知事の認可の日から施行する。

附　則（平成5年7月7日市町村第617号変更認可）

この会則の改正は、知事の認可の日から施行する。

附　則（平成6年8月22日市町村第875号変更認可）

この会則の改正は、知事の認可の日から施行する。

附　則（平成7年7月17日市町村第787号変更認可）

この会則の改正は、知事の認可の日から施行する。

附　則（平成8年8月2日市町村第840号変更認可）

この会則の改正は、知事の認可の日から施行する。

附　則（平成9年7月28日市町村第1014号変更認可）

この会則の改正は、知事の認可の日から施行する。ただし、平成8年分の年計報告はなお従前の例による。

附　則（平成10年7月16日市町村第840号変更認可）

この会則の改正は、知事の認可の日から施行する。

附　則（平成11年7月1日市町村第787号変更認可）

この会則の改正は、知事の認可の日から施行する。

附　則（平成12年7月3日市町村第630号変更認可）

この会則の改正は、知事の認可の日から施行する。

附　則（平成13年7月17日市町村第605号変更認可）

この会則の改正は、知事の認可の日から施行する。ただし、別記第2の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

附　則（平成 14 年 7 月 8 日市町村第 599 号変更認可）

この会則の改正は、知事の認可の日から施行する。ただし、別記第 1 の改正規定は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 15 年 6 月 9 日市町村第 413 号変更認可）

この会則の改正は、知事の認可の日から施行する。

附　則（平成 16 年 7 月 9 日市町村第 854 号変更認可）

この会則の改正は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附　則（平成 17 年 6 月 16 日市町村第 681 号変更認可）

この会則の改正は、知事の認可の日から施行する。

付　則（平成 19 年 7 月 24 日市町村第 657　号変更認可）

この会則の改正は、知事の認可の日から施行する。